



こぶし

3月

2019 (平成31年)
弥生 - MARCH -

21日・春分の日

日	・	10	24
月	・	11	25
火	・	12	26
水	・	13	27
木	・	14	28
金	1	15	29
土	2	16	30
日	3	17	31
月	4	18	・
火	5	19	・
水	6	20	・
木	7	21	・
金	8	22	・
土	9	23	・

3月の税務と労務

国 税	平成30年分所得税の確定申告	2月16日～3月15日	国 税	1月決算法人の確定申告 (法人税・消費税等)	4月1日
国 税	個人の青色申告の承認申請	3月15日	国 税	7月決算法人の中間申告	4月1日
国 税	贈与税の申告	2月1日～3月15日	国 税	4月、7月、10月決算法人の消費税の 中間申告(年3回の場合)	4月1日
国 税	2月分源泉所得税の納付	3月11日	地方税	個人の都道府県民税、市町村民税、 事業税(事業所税)の申告	3月15日
国 税	個人事業者の平成30年分消費税の 確定申告	4月1日			

ワンポイント 日切れ法案

現行法で規定する時限措置の延長等を盛り込んでいるため、特定の期日までに成立しないと時限措置の期限切れとなり国民生活に支障をきたす法案。税法の場合、租税特別措置法で主に景気対策の政策税制として2、3年間だけ適用する等の規定をしており、年度末に期限切れとなる措置が多くあります。

2019年度 税制改正(案)の ポイント 平成31年度

2019年(平成31年)度税制改正では、今年10月の消費税率10%への引上げに伴う駆け込み需要とその反動を抑えることに焦点が置かれています。そして、消費税率引上げ分の税収については、教育負担の軽減・子育て層支援・介護人材の確保等と財政再建に、概ね半分ずつ充当する方針のようです。

以下、主な改正項目のポイントを整理してみます。

【改正項目タイムスケジュール】

主な改正項目の適用時期は、次頁表のとおりです。

なお、前年以前の改正で適用時期が今年以降となる項目も記載しています。

I 個人所得課税

1 住宅ローン控除(住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除)の特例の創設

個人が、住宅の取得等(消費税等の税率が10%である場合の住宅の取得等に限る)をして、2019年10月1日から2020年12月31日までの間に居住した場合、減税期間を10年間に延長する措置が行われます。

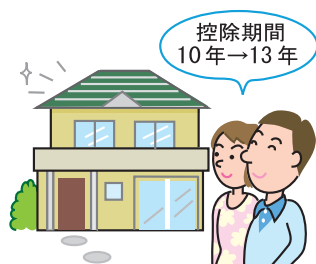
なお、延長となる11年目から13年目までの各年の住宅ローン控除額は、次の区分に応じた金額のいずれか少ない方の金額となります。

●一般の住宅

- ・住宅借入金等の年末残高(4,000万円を限度)×1%
- ・〔住宅の取得等の対価の額又は費用の額－当該住宅の取得等の対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等〕(4,000万円を限度)×2%÷3

●認定長期優良住宅及び認定低炭素住宅

- ・住宅借入金等の年末残高(5,000万円を限度)×1%
- ・〔住宅の取得等の対価の額又は費用の額－当該住宅の取得等の対価の額又は費用の額に含まれる消費税



額等〕(5,000万円を限度)×2%÷3

2 森林環境税(仮称)の創設

国内に住所を有する個人一人当たり年額1,000円の森林環境税(仮称)が創設されます。適用は2024年度からで、税収は森林の伐採や木材利用促進等に充てられます。

3 未婚のひとり親に対する個人住民税の非課税措置の拡大

未婚のひとり親の税負担軽減のため、児童扶養手当の受給者で前年の年収が約204万円(年間合計所得135万円)以下のひとり親については、未婚でも住民税が非課税とされます。

II 資産課税

1 個人事業者の事業用資産に係る納税猶予制度の創設

認定相続人・受贈者が2019年1月1日から2028年12月31日までの間に、相続等又は贈与により特定事業用資産を取得し、事業を継続していく場合には、担保の提供を条件に、その認定相続人等が納付すべき相続・贈与税額のうち、取得した特定事業用資産の課税価格に対応する相続税等の納税が猶予されます。

「特定事業用資産」とは

土地は400平方メートルまでの部分、建物は床面積800平方メートルまでの部分、建物以外の減価償却資産は固定資産税又は営業用として自動車税若しくは軽自動車税の課税対象になっているもので、貸借対照表に計上されているもの。

なお、認定相続人等が死亡した時まで資産を保有して事業を継続した場合等は、猶予税額の全額が免除されます。

2 教育、結婚・子育て資金贈与の非課税制度の見直し

祖父母や両親の資産を早期に若年世代に移転させることにより経済活性を図る目的で創設されている教育、結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度の適用期限が2年延長されます。ただし、信託等をする日の前年の受贈者の合計所得金額が1,000万円を超える場合は適用できません。

3 相続税における配偶者居住権等の評価額

民法(相続関係)改正に伴い、相続税における配偶者居住権等評価額を、次の算式で求めることになります。

●配偶者居住権

建物の時価－建物の時価×(残存耐用年数－存続年数)／残存耐用年数×存続年数に応じた民法の法定

利率による複利現価率

- 配偶者居住権が設定された建物（以下「居住建物」という。）の所有権

建物の時価－配偶者居住権の時価

- 配偶者居住権に基づく居住建物の敷地の利用に関する権利

土地等の時価－土地等の時価×存続年数に応じた民法の法定利率による複利現価率

Ⅲ 法人課税

1 イノベーション促進のための研究開発税制の見直し

さらなる生産性の向上に向けて試験研究費の税額控除の上限が法人税額の40%（現行25%）に引き上げられます。

2 法人事業税の改正

近年、地方税収が全体として増加する中で、地域間の財政力格差が拡大していることから、通常の法人事業税を引き下げる代わりに、国税の特別法人事業税（仮称）が創設され、全国レベルでの調整が図られます。

3 中小企業者等の法人税率の軽減特例の延長

中小企業者等においては、各事業年度の所得金額のうち年800万円以下の金額について、租税特別措置による15%の軽減税率（本則の軽減税率は19%）が適用されています。

同制度の適用期限が2年延長されます。

4 仮想通貨の評価方法の見直し

法人が有するビットコインなどの仮想通貨の評価方法について、時価法が導入されます。

Ⅳ 消費課税

自動車課税の見直し

2019年10月1日以後に新車登録を受けた自家用車を対象に、排気量に応じて自動車税が1台あたり年1,000円から4,500円引き下げられます。また、自動

車取得税が廃止され、「環境性能割」が2019年10月1日から導入されます。

Ⅴ 納税環境整備

1 番号が付された証券口座情報の効率的利用

2020年4月1日から、マイナンバー（個人番号又は法人番号）が付された証券口座に係る顧客情報を税務上効率的に利用できるよう見直されます。

2 ふるさと納税の見直し

過度な返礼品競争が問題となったふるさと納税制度について、返礼品を「寄附額の3割以下」、「地場産品」にすることが制度適用の指定条件となります。2019年6月以降の寄附から適用となります。

改正項目タイムスケジュール （○減税、●増税、△どちらともいえない）

2019年	1月	●	国際観光旅客税法施行、日本人・外国人ともに出国時に1,000円徴収
		○	個人事業者が事業用の建物や宅地などを後継者に引き継ぐ際、相続税や贈与税の納税を猶予
	4月	●	教育、結婚・子育て資金の贈与について、2年間延長されるが、所得制限が導入される
	6月	△	ふるさと納税の返礼品割合等の厳格化
	10月	●	消費税率引上げ（8%→10%）
		○	消費税の軽減税率（8%）の適用
		○	消費税10%適用の住宅購入者は減税期間を10年間に13年間に
		○	消費税率10%で購入した新車の自動車税を最大年4,500円引き下げ
		○	自動車取得税を廃止し、環境性能割を導入
2020年	1月	△	法人事業税の見直し
		●	所得税改革、年収850万円超の会社員は増税
		○	多様な働き方に対応、基礎控除10万円引上げ
	4月	●	給与所得控除及び公的年金等控除10万円引下げ
		△	大企業は法人税・消費税等の電子申告義務化
2024年	10月	△	個人番号等が付された証券口座情報の効率的運用開始
		●	森林環境税（仮称）導入
2026年	10月	△	ビール系飲料の税率統一

運転免許証

運転免許証の表記などが変わります。まず、有効期限については、今年の3月ごろから、従来の元号表記から西暦表記になります。この変更は、外国人の免許保有者の増加が背景にあるようで、警察庁は「5月の改元とは直接関係ない」としています。朝日新聞によると、外国人の運転免許保有者数は、全保有者の1%を超えているそうです。また、西暦表記はあくまでも有効期限に限っての変更としており、生年月日や免許証交付日、

免許種別ごとの取得日はこれまで通り元号表記のようです。

免許証の顔写真については、基本的に無帽と規定されていましたが、医療面や宗教上の理由があれば、帽子などを着用しての撮影も可能になります。例えば、イスラム教徒の女性が髪を覆う「ヒジャブ」について、顔の輪郭が出ていれば、着用して撮影することが認められます。

e-Tax のメッセージボックスのセキュリティ強化

e-Taxを利用すると、申告の受付結果や申告に関するお知らせ等はe-Taxのメッセージボックスに届きます。このメッセージボックスについて、従来は利用者識別番号と暗証番号があれば閲覧することができましたが、セキュリティ対策の観点から、個人納税者に係るe-Taxのメッセージボックスの閲覧については、平成31年1月以降、原則としてマイナンバーカード等の電子証明書が必要になりました。また、それ以前のメッセージを閲覧する際にも電子証明書が必要となりました。

電子証明書がない場合には、メッセージボックス一覧を表示することは可能ですが、原則としてメッセージには鍵マークが付いており、閲覧することができません。なお、①所得税徴収高計算書の提出、②納付情報登録依頼、③納税証明書の交付請求（税務署窓口での交付分）の3手続については、電子証明書がなくても閲覧が可能であり、メッセージに鍵マークが付くことはありません。

平成31年1月以降は、税理士等に申告書の作成等

を依頼し、税理士等が代理送信する場合においても、納税者が本人のメッセージボックスを閲覧するためには、原則として電子証明書が必要になりました。しかし、この場合、個人納税者が電子証明書を取得していない場合には、予定納税額等の確認がしづらくなります。

そのため、税理士との委任関係を登録することで、納税者本人のメッセージボックスに格納される「申告のお知らせ」を納税者が委任する税理士のメッセージボックスに転送することができる機能が、e-Tax上で提供されています。



財産評価

貸駐車場として利用している土地

相続税等の申告にあたって、月極め等の貸駐車場として利用している土地がある場合、どのように評価をすればよいのでしょうか？

貸駐車場の経営は、その土地で一定の期間、自動車を保管することを引き受けることを内容とするものです。このような自動車の保管を目的とする契約は、土地の利用そのものを目的とした賃貸借契約とは本質的に異なる契約関係であり、この場合の駐車場の利用権は、その土地自体に及ぶものではないと考えられます。

そのため、土地の所有者が、その土地を月極め等の貸駐車場として利用している場合には、その土地の自用地としての価額により評価することとなります。

不動産所得等がある給与所得者の確定申告の要否の判定

給与所得者で、給与所得及び退職所得以外の所得の金額の合計額が20万円以下である場合など一定の要件に該当する場合には、確定申告をしなくてもよいこととされています。この場合の「給与所得及び退職所得以外の所得金額」は、確定申告書の提出等を要件として適用される特例等を適用しないで計算した所得金額をいいます。

そのため、確定申告書等の提出がその適用要件とされている青色申告特別控除（65万円）後の不動産所得金額が20万円以下となる場合は、青色申告特別控除を適用しないで算定した金額が20万円超となるため、確定申告書の提出が必要となります。

なお、10万円の青色申告特別控除額を適用する場合には、確定申告書の提出が要件とされていないことから、控除適用後の所得金額が20万円以下となれば、確定申告書の提出は必要ないこととなります。